

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に  
関する意見の募集について

平成 21 年 2 月 24 日  
国土交通省住宅局住宅生産課

国土交通省では、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正することを予定しております。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、御意見を募集いたします。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

(別紙)

## 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集要領

### ■意見募集対象

別添資料(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について)

### ■資料入手方法

(1) ホームページでの掲載

(2) 窓口での配布

国土交通省住宅局住宅生産課にて配布致します。

(東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階)

### ■意見募集期間

平成21年2月24日(火)～平成21年3月25日(水) 18:15(必着)

### ■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局住宅生産課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

(1) F A X の場合            F A X 番号 : 03-5253-1629

「パブリックコメント担当」宛へお送りください。

(2) 郵送の場合            〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課    パブリックコメント担当 宛  
(「住宅品確法省令改正案に対する意見」と明記して下さい。)

(3) 電子メールの場合    メールアドレス : seisan@mlit.go.jp

(電子メールの題名を「住宅品確法省令改正案に対する意見」として下さい。)

### ■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
こ 意 見	(対象部分 : )